

観音寺市豊浜総合体育館指定管理者募集要項

令和8年9月
観音寺市教育委員会

1 募集の趣旨

観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成18年度から観音寺市豊浜総合体育館の管理運営に関し指定管理者制度を導入しています。今回、令和9年3月末で指定期間が満了することに伴い、次期指定管理者を募集し、管理運営について創意工夫のある提案を広く求めることとします。

2 募集要項等の定義

本募集要項は、観音寺市豊浜総合体育館の指定管理者の募集に関し、必要な事項を定めたものです。なお、本募集要項と併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義します。

（1） 業務仕様書 教育委員会が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を示すもの

（2） 様式集 提案書等の作成に使用する様式を示すもの

3 施設の概要

（1） 施設の名称及び所在地

（名 称）観音寺市豊浜総合体育館

（所在地）観音寺市豊浜町和田浜 784 番地 1

（2） 施設の設置目的

地域住民の体育及びスポーツの振興を図り、福祉及び健康の増進に寄与することを目的とする。

（3） 施設の規模等

設置年月日 平成18年6月10日

敷地面積 21,800 m²

建物面積 6,808 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨、鉄骨鉄筋コンクリート2階建

施 設 1階

メインアリーナ、サブアリーナ、プール、事務室、浴室（サウナ、露天風呂）、ロッカー、更衣室、トイレ

2階

スタジオ、マシンジム、ランニングデッキ、トイレ

（4） 施設内容

アリーナの競技種目

バスケットボール 2面

バレーボール 2面

ハンドボール 1面

フットサル 1面

バドミントン 6面

卓球 8面

駐車場 195 台

温水プール 25m×7 コース

芝生広場

(5) 利用者数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年6月現在
月平均会員数(人)	1,810	1,935	1,955	1,983
総利用者数(人)	214,998	234,862	238,581	

※月平均会員数の小数点以下については、切捨。

4 指定期間

公募する指定管理者の指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とします。ただし、施設の管理を継続することが適当でないと判断したときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、令和9年度にプール特定天井改修工事を予定しており、約3か月間プール使用が出来なくなります。ただし、施設内で使用が出来なくなるのはプール施設のみとなります。

5 公募等のスケジュール（予定）

公募から指定までのスケジュールについては、次の予定となっております。

1	募集要項等の配布	令和8年9月28日(月)～令和8年10月29日(木)
2	現地見学会の申込み期限	令和8年10月7日(水)
3	現地見学会	令和8年10月13日(火)
4	募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月7日(水)～令和8年10月16日(金)
5	募集要項等に関する質問の回答	令和8年10月21日(水)
6	指定申請書及び提案書等の受付	令和8年10月22日(木)～令和8年10月29日(木)
7	第一次審査(書類審査)の結果通知	令和8年11月上旬頃
8	第二次審査(プレゼン等)	令和8年11月中旬頃
9	選定結果の通知・公表	令和8年11月中旬頃
10	仮協定書の締結	令和8年11月中旬頃
11	市議会による指定の議決	令和8年12月頃
12	指定管理者の指定・協定の締結	令和9年1月頃
13	業務の開始	令和9年4月1日(木)

6 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とします。なお、業務の詳細については、観音寺市豊浜総合体育館指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）等に定めます。

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ア 事業の運営に関する業務
- イ 利用の承認、不承認等に関する業務
- ウ 利用料金に関する業務
- エ 広報に関する業務
- オ その他管理運営に関して必要な業務

(2) 施設の維持管理及び環境管理に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 設備機器管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 備品管理業務

- オ 保安警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 廃棄物処理業務
- ク その他維持管理に必要な業務

(3) 引継ぎに向けての業務

利用者に支障なく円滑に管理業務が遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

- ア 事業計画書の作成業務
- イ 指定管理者が変更になった場合には、現指定管理者との引継ぎをお願いします。
- ウ その他詳細については、指定管理者が決定次第提示します。

(4) その他の業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ モニタリングの実施
- エ 避難所としての対応
- オ その他

7 指定管理者が実施する自主事業

指定管理者は、あらかじめ教育委員会にその内容を提案し、承認を得た上で、自らが企画する事業を自主事業として実施することができます。

なお、自主事業は、観音寺市豊浜総合体育館条例（平成 17 年観音寺市条例第 203 号）に規定する施設の設置目的に沿ったものとし、指定管理者が費用等を負担して実施するものとします。ただし、自主事業として教育委員会がふさわしくないと判断した場合は承認しません。

※ 提案した自主事業が認められないときに、指定の申請を取り下げる場合には、必ずその旨を事業計画書に、はっきりと明示してください。

8 管理運営上の留意事項

(1) 指定管理者は、業務の遂行に当たり次の各号に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ウ 観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年観音寺市条例第 59 号。以下「手続条例」という。）及び観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 18 年観音寺市規則第 2 号。以下「手続条例施行規則」という。）
- エ 観音寺市豊浜総合体育館条例（平成 17 年観音寺市条例第 203 号。以下「体育館条例」という。）及び観音寺市豊浜総合体育館条例施行規則（平成 17 年観音寺市教育委員会規則第 44 号。以下「体育館条例施行規則」という。）
- オ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- カ 観音寺市個人情報保護法施行条例（令和 4 年観音寺市条例第 47 号）
- キ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働関連法規
- ケ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- コ その他関係法令

- (2) 指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、国税については税務署、県税について香川県税事務所、市税については観音寺市総務部税務課に確認してください。
- (3) 協定書、教育委員会の指示等を遵守してください。
- (4) 市の取り組む施策及び事業には積極的に協力してください。
- (5) 個々の業務について第三者へ委託することは可能ですが、その場合、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り、市内業者を活用してください。なお、施設の管理運営業務全てを第三者へ委託することはできません。
- (6) 個人情報保護に関する法律及び観音寺市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう、十分注意してください。
- (7) 指定管理業務の遂行に当たり作成し、又は取得した文書、図面、電磁的記録等で指定管理者が管理しているものについては、観音寺市情報公開条例（平成 25 年観音寺市条例第 2 号）の趣旨に則り、必要な措置を講じてください。
- (8) 指定管理業務の遂行に当たり、指定管理者が知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用することはできません。指定期間が終了し、又は解除された後も同様とします。
- (9) 教育委員会の許可なく施設又は設備の改造はできません。
- (10) 教育委員会の許可なく施設を利用して他の事業者の広告又は宣伝をすることはできません。
- (11) 指定管理者は、当該施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内、案内パンフレット等に指定管理者名を表示するものとし、表示の仕様については教育委員会と協議するものとします。

9 事業収支に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料上限額は、年額 34,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、その範囲内での提案を求めます。

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から提出された事業計画書、収支計画書等をもとに、予算の範囲内で教育委員会と指定管理者とが協議し、年度協定を締結する中で決定します。

また、支払い時期や支払い方法等は、基本協定及び年度協定にて定めます。

(2) 利用料金等

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、利用者が支払う販売料金等収入（自らが企画・実施する事業の収入等を含む。）は、自らの収入となります。

また、利用料金については、体育館条例に規定する別表の使用料金を上限として、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることとなります。さらに、指定管理者は本募集要項「8 管理運営上の留意事項（1）」に掲げる体育館条例、体育館条例施行規則の規

定により利用料金を減額又は免除できるものとします。なお、減免した利用料金は指定管理者の負担とし、教育委員会からの補償は行いません。

(3) 管理口座及び区分経理

施設運営に係る経費及び収入は、帳簿、預金通帳その他財務関係書類を作成及び管理し、適切な経理事務を行ってください。

なお、詳細については、協定を締結する際に教育委員会と指定管理者が協議し、決定することとします。

(4) プール特定天井工事に伴う収入減収について

「4 指定期間」で記載しました令和9年度にプール特定天井工事を実施するに伴い、約3か月間プール施設が使用不可となります。そのため、令和9年度においては会員収入減少及び都度利用収入減少が想定されます。その補填金については令和9年度決算が確定し、令和10年度において教育委員会と指定管理者で協議を行い、補填を行う予定とします。

なお、補填金については令和10年度の1度のみとし、以降の会員数減少等に伴う収入減少についての補填はありません。

10 リスク分担に対する方針

協定の締結に当たり、教育委員会が想定する主なリスク分担の方針は、別紙「リスク分担のとおり」とします。これらは、責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針をしたものであり、詳細については、協定を締結する際に教育委員会と指定管理者が協議し、決定することとします。

11 申請に必要な資格等

申請に必要な資格等は、次のとおりです。

(1) 申請資格

ア 申請することができる者は法人その他の団体（以下「団体」という。）に限ることとし、法人格の有無は問いません。ただし、個人での申請、同一団体による複数の申請はできません。

イ 申請することができる団体は、次の(ア)～(サ)に掲げる事項に該当していることとします。なお、グループで申請する場合も、その代表団体及び構成団体のすべてが次の(ア)～(サ)に掲げる事項に該当していることとします。

(ア) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しを受けた日から起算して2年を経過していること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(ウ) 指定管理者の指定を請負契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2号及び第180条の5第6項の規定に抵触していないこと。

(エ) 申請時、観音寺市又は他の地方自治体から指名停止処分を受けていないこと。

(オ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（法人以外の団体は、その代表者が市税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。）。

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと。

(キ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等でないこと。

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体、暴力団又はその構成員

若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

- (ケ) 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことがある場合は、公訴を提起された日から2年を経過していること。
- (コ) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定されたことがある場合は、認定された日から2年を経過していること。
- (サ) その他教育委員会が不適当と認める団体でないこと。

(2) グループの構成団体(代表となる団体を含む。)に関する条件

- ア 申請書類の提出後、グループの代表者又は構成団体の変更は原則として認めません。ただし、事前に教育委員会の承認を受けた場合はこの限りではありません(その際は届出書等を再提出してください。)
- イ 指定管理者に指定された場合、グループの構成団体は、指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴う責務の履行に関し、連帯責任を負うこととします。
- ウ グループを構成する団体は、その団体単独又は異なるグループの構成団体として申請を行うことはできません。

(3) 留意事項

- ア 1団体又は1グループにつき、事業計画書の提出は1組とします。複数の提案はできません。
- イ 提出された書類は、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容を変更することはできません。
- ウ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
- エ 募集要項等の公告日以降、現地説明会等、教育委員会が提供する機会を除き、選定委員、市職員その他本件関係者に対して、本件提案に関する接触(質疑を含む。)はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがありますので、ご注意ください。
- オ 申請書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- カ 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- キ 提出された書類は、観音寺市情報公開条例に基づく請求により、開示することがあります。
- ク 申請書を提出した後に辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届(様式9)を提出してください。

12 事業計画書及び収支計画書

手続条例及び手続条例施行規則に基づき、次の各号に掲げる項目について事業計画書(様式5-1~様式5-16)及び収支計画書(様式6-1~様式6-2)により提案してください。

なお、提案内容は必ず認められるものではありませんが、提案内容を教育委員会が承認した場合、その事業は原則として実施していただくこととなります。

(1) 施設の管理運営方針

施設の管理運営に関する基本方針について(様式5-1)

(2) 平等な利用の確保

利用者の平等な利用の確保について(様式5-2)

(3) 施設の効用の最大限発揮

ア 施設の設置目的との適合性について（様式5－3）

イ 令和4年度から令和8年度までにおける各年度の具体的な運営内容について（様式5－4）

ウ 現状のサービス水準の継続維持という観点での向上策（開館時間、休館日等）など運営に関する基本的な考え方について（様式5－5）

※ 指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休館日及び開館時間の変更をすることができますので、休館日及び開館時間についても、新たな観点から柔軟に検討し、提示してください。

ただし、基本開館時間の延長及び基本休館日を変更する場合、周辺地区への影響や住民合意を得る方法等についても提示してください。

エ 施設の利用促進について（様式5－6）

本施設の設置目的を踏まえつつ、どのようにして施設の利用促進を図るのか具体的に提示してください。

オ 自主事業について（様式5－7）

指定管理者は、あらかじめ教育委員会にその内容を提案し、承認を得た上で、自らが企画する事業を自主事業として実施することができます。その自主事業についての具体的な計画を提案してください。なお、自主事業は、本施設の設置目的に沿ったものとし、これにふさわしくない場合は承認しません。

また、提案した自主事業が認められないときに指定の申請を取り下げの場合は、必ずその旨を事業計画書に、はっきりと明示してください。

(4) 施設の管理経費の縮減

ア 利用料金を前提とした具体的な料金設定の方針（様式5－8）

当該施設は利用料金制を採用します。利用料金制は、体育館条例に規定する使用料を上限として、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることとなりますので、各利用区分の利用料金を設定するとともに料金設定の基本的な考え方を提示してください。

イ 管理経費縮減の具体的な取組み（様式5－9）

当該施設に対する管理経費の縮減を図るための具体的な取組みについて提示してください。

ウ 販売料金等収入が上回った場合の提案（様式5－10）

実際の販売料金等収入が提案された収支計画の販売料金等収入を上回った場合、上回った額の一部を教育委員会に還元する仕組み（何%還元できるか。）を提案してください。

エ 管理運営を行っていくために必要な経費と収入についての提案

（様式6－2の積上げが様式6－1となります。）

（ア） 指定管理期間中5年間の収支計画書（様式6－1）

（イ） 指定管理期間中5年間の年度ごとの収支計画書（様式6－2）

(5) 管理を安定して行う人的及び物的能力

ア 各種実績を記載（様式3－別紙）

イ 業務の一部委託（様式5－11）

業務の一部について委託を予定している場合（可能な限り市内業者を活用してください。）は、その内容、委託先の所在地、選定方法、予定金額（税込額）等を含めた外部委託の方針について提示してください。

ウ 運営組織の構成並びに人員の配置計画及びローテーション

（ア） 組織図（様式5－12）

施設を運営する組織図を示してください。その中には、職員の雇用関係（想定でも可）も提示してください。

(イ) 人員配置計画及びローテーション（様式5-13）

上記(ア)で示された組織図を前提に、職員配置計画を示してください。また、実際の運営に当たってのローテーションも提示してください。

(ウ) 総括責任者及びそれに代わる者の配置、ローテーション(様式5-14)

具体的な人材・有する資格等を提示してください。

エ 危機管理対応（様式5-15）

災害や事故発生時の連絡体制などの対応について、具体的な連絡体制、防災訓練の対応等について提示してください。また、大規模災害時における教育委員会との協力体制についても提示してください。

オ 個人情報保護や情報公開の取扱い（様式5-16）

個人情報保護や情報公開についての考え方及び具体的な取組みについて提示してください。

13 申請手続き

(1) 申請に必要な書類等

申請しようとする団体は、次のアからオに掲げる書類を正1部、副7部（副は複写可）の計8部、提出してください。なお、手書きによる作成は不可とします。また、必要書類に不備がある場合は、受付できない場合がありますので、ご注意ください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

グループによる申請の場合は、次の書類も提出してください。

(ア) グループ構成団体届出書（様式2-1）

(イ) 指定管理者指定グループ申請委任状（様式2-2）

イ 団体の概要（様式3）

グループによる申請の場合は、代表団体のみでなく、構成団体も同様に提出してください。※ 必要に応じ、「様式3-別紙」を使用してください。

(ア) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）、法人印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行のもの）

(イ) 過去3年間（令和5年度～令和7年度）の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(ウ) 提出する年度の事業計画書及び収支計画書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(エ) 過去3年間（令和5年度～令和7年度）の貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他、団体の財務状況を明らかにする書類

(オ) 役員名簿（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等）

(キ) 過去3年間（令和5年度～令和7年度）の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）。なお、非常勤従業員数は8時間で1人と換算する。

(ク) 構成団体の直近3か年の事業年度の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨の各納税証明書（市内に事業所を有しない法人にあつては、法人税納税証明書）、法人以外の団体にあつては、代表者の市税の納税証明書（申請日前3か月以内に発行のもの）

ウ 宣誓書（様式4）

エ 事業計画書（様式５－１～様式５－１６）及び収支計画書（様式６－１～様式６－２）

指定管理予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書及び収支計画書

オ 提出書類の規格等

（ア）提出書類の紙質等について特に指定はありませんが、規格は、既存のパンフレット等を除き日本産業規格のＡ４（縦型を原則）とし、Ａ４以外の規格を使用した場合は、Ａ４に折り込んでください。

（イ）提出書類の作成にあたっては、文書による表現を基本とします。なお、文書を補足するために、表、図等を用いることも可能です。

（２） 現地見学会

申請予定者に対して、現地見学会（以下「見学会」という。）を行います。当日は社員（職員）であることを証明するもの（名刺可）を確認させていただきます。

また、見学会では、参加者からの質問は一切お受けしませんので、質問については、質問書（様式８）を提出してください。

ア 見学会開催日時及び場所

（日 時） 令和８年１０月１３日（火）午前１０時から

（場 所） 観音寺市豊浜町和田浜 784 番地 1（観音寺市豊浜総合体育館）

（連絡先） 観音寺市教育委員会事務局 教育部 市民スポーツ課

TEL 0875-23-3941

FAX 0875-23-3956

E-mail sports@city.kanonji.lg.jp

イ 見学会対象施設

観音寺市豊浜総合体育館

ウ 参加申込み

見学会に参加希望の団体は、令和８年１０月７日（水）正午までに、電子メールに「指定管理者現地見学会参加申込書（様式７）」を添付して申込みください。その際、送信未達を防ぐため、必ず電話による確認をお願いします。当日会場で募集要項、仕様書等の資料は配布しませんので、市の管理する公式ホームページから資料を印刷の上、持参してください。

（３） 質問の受付及び回答

質問がある場合には、令和８年１０月７日（水）午前９時から同年１０月１６日（金）午後５時までに「指定管理者指定申請に関する質問書（様式８）」を電子メールに添付して送付してください。その際、送付未達を防ぐため、必ず電話にて確認をお願いします。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けません。

また、質問及び回答については、市の管理する公式ホームページ上に掲示します。

回答 令和８年１０月２１日（水）

（４） 指定申請書及び提案書等の受付

指定申請書及び提案書等を、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間及び受付時間

令和８年１０月２２日（木）～令和８年１０月２９日（木）（土日・祝日を除く。）

午前９時から午後５時まで

イ 受付方法

教育委員会事務局に持参又は郵送にて提出してください。持参又は郵送以外の方法による受付は行いません。

ウ 提出期限

指定申請書及び提案書等を持参する場合は令和8年10月29日（木）午後5時まで、郵送の場合は令和8年10月29日必着とします。なお、郵送の場合は一般書留もしくは簡易書留とします。

※ 郵送の場合は、必ず市民スポーツ課まで電話による連絡をお願いします。

エ 提出場所

観音寺市教育委員会事務局 教育部 市民スポーツ課（観音寺市役所本庁3階）
〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

（5） 辞退

申請書提出後に辞退される場合は、速やかに指定管理者指定申請辞退届（様式9）を提出してください。

14 指定管理者候補者選定の基準等

（1） 選定方針

審査は、公募型提案方式により行い、選定に当たっては、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、指定管理者の候補者、第2位及び第3位の候補者を選定します。

なお、指定管理者の候補者との協議が合意に達しなかった場合、また、指定後に取消しとなった場合については、第2位順位者、第3位順位者と協議を行い、候補者を決定します。

また、申請者が1団体であっても委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。

なお、委員会は非公開とします。

（2） 選定方法

ア 提出された事業計画書等により、第一次審査は教育委員会にて、第二次審査は委員会で次のとおり選定します。

（ア） 第一次審査（書類審査）

提出された書類の記載内容や記入漏れ等が無いかを確認し、提案者を決定します。

（イ） 第二次審査（プレゼンテーション等）

第一次審査通過団体に対して、具体的な事業内容や運営の実現性等についてのプレゼンテーション等を行い、イの基準に照らし、指定管理者の候補者、第2位及び第3位の候補者を選定し、市長に報告します。なお、第一次審査で提案者が1団体であっても行います。

イ 委員会は、次の基準に照らして総合的に判断します。

（ア） 利用者の平等な利用が確保されているか。（管理運営の方針）

（イ） 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであるか。

（ウ） 施設の管理経費の節減が図られるものであるか。

（エ） 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有しているか。

(3) 選定基準

総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者、第2位及び第3位の候補者を選定します。審査項目及び配点ウエイトは、次のとおりとします。

審 査 項 目	配点ウエイト
(ア) 利用者の平等な利用が確保されているか。 (管理運営の方針)	10
(イ) 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであるか。	30
① 施設の設置目的との適合性	5
② 利用者に対するサービスの向上	10
③ 施設の利用促進への取組み	5
④ その他新規、魅力的な提案の有無	10
(ウ) 施設の管理経費の節減が図られるものであるか。	25
① 当該施設の管理運営に係る経費の節減	5
② 教育委員会への利益還元の提案	5
③ 実現の可能性（収入計画の向上等）	15
(エ) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有しているか。	35
① 申請者の実績	5
② 申請者の人的、物的能力	5
③ 申請者の安定性・信頼性	5
④ 申請者の取組姿勢	10
⑤ 個人情報の適正な取扱いの確保	5
⑥ 関係法令等の遵守や利用者の安全性の確保	5
(ア) ～ (エ) 合計	100

(4) 選定結果等

ア 選定結果については、次のとおりとします。

(ア) 第一次審査の結果は、令和8年11月上旬に全ての申請者に書面にて通知します。

(イ) 第二次審査の結果は、全ての二次審査参加者（プレゼンテーション参加者）に書面にて通知します。

イ 公平性、透明性等を図るため、選定結果については市の管理する公式ホームページ上において公表します。

15 協定に関する事項

(1) 協定の基本的な考え方

手続条例第4条の規定により、教育委員会は選定委員会の選定結果をもとに指定管理者の候補者を選定します。その候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定されます。指定された指定管理者は手続条例第7条の規定により、教育委員会と基本協定を締結します。なお、基本協定の効力の開始日は、令和9年4月1日とします。

また、教育委員会が支払う経費や支払い時期を定める年度協定を別途締結します。

(2) 主な基本協定の内容

以下に記載する事項については、候補者と協議して協定内容等を協議させていただきます。

ア 総括的事項

- (ア) 施設の概要事項（規模、開館時間等）
- (イ) 目的（指定管理者制度の趣旨）に関する事項
- (ウ) 指定管理に関する事項
- (エ) 指定期間に関する事項
- イ 管理業務の履行に関する事項
 - (ア) 基本的な業務の範囲とその基準に関する事項
 - (イ) 個人情報保護及び情報公開に関する事項
 - (ウ) 備品等に関する事項
 - (エ) 権利義務譲渡の禁止に関する事項
 - (オ) 個別業務の再委託に関する事項
 - (カ) 業務上知り得た事柄に対する守秘義務に関する事項
 - (キ) 損害賠償に関する事項
- ウ 施設の利用に関する事項
 - (ア) 施設、設備等の利用許可に関する事項
 - (イ) 施設、設備等の利用料金に関する事項
 - (ウ) 減免の取り扱いに関する事項
- エ 収支計画に関する事項
 - (ア) 管理に要する費用に関する事項
 - (イ) 指定管理料の支払額及び支払方法に関する事項
- オ 事業の実施及び報告に関する事項
 - (ア) 事業計画に関する事項
 - (イ) 事業報告に関する事項
- カ 責任の分担に関する事項
 - (ア) リスクの管理、分担に関する事項
 - (イ) 修繕等の費用分担区分に関する事項
- キ 指定の取消し等に関する事項
 - (ア) 管理業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項
 - (イ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- ケ その他教育委員会が必要と認める事項

16 モニタリング及び事業評価

教育委員会は、指定管理者が観音寺市豊浜総合体育館の適正な管理運営、良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、業務内容等に反映させるため、必要に応じモニタリングを実施する場合があります。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、教育委員会に提出するものとします。
その様式等は、協定において定めるものとします。

(2) 利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設の管理運営やサービスについて、利用者の反応を検証するため、利用者アンケートを実施することとし、意見の対応について教育委員会に報告していただきます。

(3) その他

教育委員会は必要に応じ、指定管理者に管理業務の実施状況、経理の状況等について報告

を求め、又は教育委員会との意見交換、現地調査を実施します。また、事故等が生じた場合は、遅滞なくその状況を報告していただきます。

(4) モニタリング結果に基づく措置

教育委員会がモニタリングを実施したときは、その結果を精査して管理状況を把握するとともに、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう指導を行うものとします。指導後、改善が見られない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

17 事務引継

令和9年4月1日からの当該施設の管理運営が円滑に行えるよう、教育委員会は、現指定管理者と協議の上、管理運営開始前に引継期間を設けますが、引継期間の費用については指定管理者の負担とします。また、現指定管理者は次期指定管理者に施設運営に支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行ってください。

18 添付資料

- (1) 観音寺市豊浜総合体育館指定管理者募集要項様式
- (2) 観音寺市豊浜総合体育館指定管理者業務仕様書
- (3) 観音寺市豊浜総合体育館条例
- (4) 観音寺市豊浜総合体育館条例施行規則

19 その他の留意事項

(1) 修繕について

1件の予定価格20万円未満（税込額）の修繕（施設・器具等の劣化した部分、部材又は低下した性能を実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、原則として指定管理者が行うこととします。

1件の予定価格20万円以上（税込額）の修繕（計画的な改修・大規模な修繕等）については教育委員会と指定管理者が協議し、原則として教育委員会が修繕することとします。

(2) 信用失墜行為等があった場合の措置

申請者、指定管理者候補者又は指定管理者において、著しく社会的信用を失う行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、選定又は指定を取り消すことがあります。

(3) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書は、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、教育委員会の指示に従って文書の引継ぎ等を行う場合があります。

(4) 備品等について

ア 現に施設に配備している教育委員会所有の備品等については、無償貸与とします。

イ 指定管理者は、期間中、備品等を常に良好な状態に保つように努めてください。

ウ 備品等が経年劣化などにより指定管理業務の実施に供することができなくなった場合、教育委員会は指定管理者との協議により、必要に応じて教育委員会の費用で当該備品等を

購入又は調達します。

エ 指定管理者が、故意又は過失により備品等をき損、滅失したときは、教育委員会との協議により、教育委員会に対しこれを弁償又は指定管理者の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達してください。

オ 指定管理者はア～エに定める備品等のほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、指定管理業務の実施のために供することができるものとします。

※ 備品：その品質又は形状を変えることなく比較的長期間の使用に耐えるもので、1品の購入価額が10,000円を超えるもの

(5) 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めてください。また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達にも努めてください。

(6) 雇用及び物品等の購入について

ア 雇用する従業員等は、観音寺市民を優先して雇用してください。

イ 物品等（燃料、その他消耗品等）は、観音寺市内の業者から購入するように努めてください。

(7) 著作権

教育委員会が提示する資料等の著作権は、教育委員会及び作成者に帰属するものとし、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれ申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(8) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者、指定管理者候補者又は指定管理者が負うものとします。

(9) 施設において発生した事故の対応について

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して、以下のとおり義務を負うこととします。

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、教育委員会又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を教育委員会に報告しなければなりません。

(10) 募集要項等の内容に変更が生じた場合の措置

募集要項等の内容に変更が生じた場合、速やかに変更後の募集要項等を市ホームページへ掲載します。

(11) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合については

教育委員会と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

20 お問い合わせ先

〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市教育委員会事務局 教育部 市民スポーツ課

TEL 0875-23-3941

FAX 0875-23-3956

E-mail sports@city.kanonji.lg.jp

リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		教育委員会	指定管理者
法令等の変更	指定管理業務の遂行に影響を及ぼす法令の変更	○	
	その他		○
事業の中止・延期	教育委員会の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
住民からの要望等	指定管理者業務の内容に対する周辺住民からの要望等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設・設備等の修復による経費の増額又は事業履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（教育委員会が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
管理・事業計画等	管理・事業計画等の不備に関するもの		○
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合		○
金利・物価変動	金利・物価の変動に伴う経費の増加		○
税制の変更	指定管理業務の遂行に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により、周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・振動・臭気等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
保管業務	遺失物、拾得物の措置		○
警備不備等の措置	警備不備等による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の撤収費用		○

※ 教育委員会と指定管理者のリスク分担については、「リスク分担表」のとおりとします。
 なお、疑義及び想定外の事由が生じたときは、双方の協議によるものとします。